

つくば市の規制改革提案に係る特区ワーキンググループ等における議論

つくば市の規制改革提案に対する総務省の回答

（提案）マイナンバーカードと共通デジタルIDを活用した公的個人認証による一人一票の担保と、ブロックチェーン技術による秘密が守られ改ざん不可能で透明性を持ったインターネット投票を、スマートフォン等から行えるようにする。

（回答）ご提案のインターネット投票については、現行制度上、一定の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない投票管理者等が不在の投票を、国内の選挙において何らの要件なしに認めるものであるなど選挙の公正確保等の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考える。なお、総務省としては、まずは在外選挙におけるインターネット投票の導入について、国会における議論なども踏まえて検討してまいりたい。

国家戦略特区ワーキンググループヒアリング（令和3年9月30日）委員の指摘と総務省の回答（概要）

○ つくば市の提案のどこがまずいのか、国家戦略特区として地域を限って実験的に行うことにどのような問題があるのか。

→ 国内の選挙・投票において立会人・管理者が不在の投票は極めて限定的にしか認められていない。郵便等投票はこれまで各党の議論を経てやってきており、つくば市の提案である、投票当日も、何らの要件もなしにインターネット投票を認めることは、選挙制度の根幹に関わるため、特区で実験的に行うべきではないと考えている。

○ 「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告（平成30年8月）に示されている6点の主な課題のほか何に具体的な問題なのか。

→ 立会人や管理者が不在の投票となること。マイナンバーなどにより以前よりは本人確認などが容易になると思うが、立会人・管理者がいない投票をどこまで認めるかは、やはり各党間で幅広く議論していただかなければならないと考える。

○ 社会の中でリスクゼロということはある得ないのだから、ルールを決めて実証実験をし、社会実装することが重要ではないか。また、海外でできるのであれば国内でできないことはないのではないか。

→ 公職の選挙でそうした実験的なことをやるというのは、ふさわしくないとと思う。在外選挙については郵便投票が誰でも任意ででき、管理者・立会人不在の投票ができることになっている。

つくば市の規制改革提案に係る特区ワーキンググループ等における議論

つくば市の規制改革提案に係る国家戦略特区ワーキンググループからの確認事項に対する総務省回答（概要）（令和3年10月～11月、概要続）

- 公職選挙におけるインターネット投票の実施に当たっての具体的課題とその解決に向けた方向性について。

具体的課題以前の問題として、つくば市提案の公職の選挙を対象とするインターネット投票については、現行の公職選挙制度上、重度の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的な場合（投票機会の確保が著しく困難な場合）にしか認められていない投票管理者・立会人が不在の投票を、国内の選挙において特段の要件なしに認めるものである。これは選挙の公正確保等の観点から課題があり、公職選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考えている。

在外選挙のインターネット投票の実施に当たっての具体的課題とその解決に向けた方向性については、「投票環境の向上方策等に関する研究会報告」でお示しており、そのうち主なものは、当方の説明資料に「主な課題」として記載したとおりである。

総務省においては、マイナンバーカードの海外利用を前提に、在外選挙のインターネット投票について調査研究を進めているところであるが、導入に当たっては、

- ・ 通常のシステムと異なり、投票の秘密保持という選挙特有の課題に対応し、限られた短期間（選挙期間）の中で適切に投開票事務を行うことができるシステムでなければならないこと
- ・ 仮にシステムの不具合があった場合であっても再度やり直しはできず、選挙無効となるおそれ（国会議員が一定期間不在となるおそれ）があることも考えられること

など、重要な課題を乗り越える必要があることを踏まえると、慎重に検討を重ねることが必要と考えている。

- 現行制度上投票管理者・立会人が不在の投票が認められている類型に限りインターネット投票を認めることについて。

投票管理者・立会人が不在の投票については、投票所に行くことができない者の投票機会の確保と選挙の公正確保の調和の観点から、現行制度が成り立っているところである。インターネット投票という新たな投票方法の導入については、選挙の公正確保の観点から、本人確認の確実な実施、投票の秘密の保持、システムのセキュリティ対策などの課題を克服する必要があるため、各党各会派において十分に御議論をいただく必要があると考えている。

- 地方議会での議決や住民の合意を得た自治体において、当該自治体の地方選挙に限定し、インターネット投票を認めることの可否について。

・・・仮に、インターネット投票で、トラブルや不正があった場合、選挙争訟により長や議員の不在期間が長期化し、自治体運営に著しい不都合が生じる可能性があり、一つの自治体の選挙であっても政治的にも大きな影響が及ぶものであるため、一般的な制度として各党各会派における十分な議論を要するものと考えている。

なお、特区に限ってインターネット投票を認めることとすれば、投票管理者・立会人が不在の投票が認められるかどうかについて自治体間で差異が生じることとなるが、こうした差異を許容するかどうかについても、投票が選挙制度の基本的事項であることから、各党各会派において十分に御議論をいただく必要があると考えている。

つくば市の規制改革提案に係る特区ワーキンググループ等における議論

つくば市の規制改革提案に係る国家戦略特区ワーキンググループからの確認事項に対する総務省回答（続）

○ インターネット投票の実証実験を進める観点から、つくば市の提案のうちどこが問題なのか、「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告（平成30年8月）に示されている6点の主な課題のうち、どの点が問題になるのか、どうすれば技術的課題を解決し実施できるか。

（回答）つくば市提案の公職の選挙を対象とするインターネット投票については、技術的課題以前の問題として、現行の公職選挙制度上、重度の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的な場合（投票機会の確保が著しく困難な場合）にしか認められていない投票管理者・立会人が不在の投票を、国内の選挙において特段の要件なしに認めるものである。これは選挙の公正確保等の観点から課題があり、公職選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考えている。

その上で、つくば市提案の問題点について、現時点でつくば市提案資料から読み取ることができる点について、あえて申し上げれば、以下の通りである。

1. 本人確認の確実な実施

つくば市は共通デジタルID（つくパス）による個人認証として、マイナンバーカードで初回のみ公的個人認証を行い、投票時は顔認証とパスコードで本人確認を行おうとしている。仮に投票時にマイナンバーカードの署名用電子証明書を用いない方法であるとすれば、

- ・ アプリインストール時の認証後に住所や氏名に変更があった場合、投票時に本人の住所や氏名が住民票上の住所や氏名であることを担保できない
- ・ 顔認証の活用については、一定の確率で本人を拒否したり、他人を本人と誤認してしまうといったセキュリティ上や利用面での課題があるとされている

ことから、投票時にもマイナンバーカードの署名用電子証明書を用いる方法に比べて、本人確認の信頼性に劣るのではないかと考えられる。

2. 投票の秘密の確保

現行制度上、やり直し投票（上書き投票）は認められておらず、確定投票後に誰が記載した投票用紙かを特定して、やり直し投票することは不可能である。つくば市は、投票結果は暗号化され、投票者情報と切り離されて集計するとしている一方で、やり直し投票を可能とする方法を検討している。やり直し投票を行うためには、投票結果と投票者情報を紐づけて保存しておく必要があると考えられ、現行制度や投票の秘密の確保との関係をどう考えているのか。

3. セキュリティ対策 及び 4. システムダウン対策

つくば市の提案には、「高度なセキュリティを実装したシステムの導入」、「各端末のセキュリティを徹底」、「アプリの脆弱性対策（第三者機関によるセキュリティチェック、投票ごとの認証等を検討）」といった説明しかない。

5. 事後的な投票内容の検証（開票結果の正当性） 及び 6. その他対応

つくば市の提案に説明がない。

つくば市の規制改革提案に係る特区ワーキンググループ等における議論

つくば市の規制改革提案に係る国家戦略特区ワーキンググループからの確認事項に対する総務省の回答（令和4年3月、概要）

○ 以下①から③までの措置を講じた上で、当該自治体の地方選挙に限定し、つくば市長及びつくば市議会選挙においてインターネット投票を導入することの可否について。

- ① 初回のみならず、投票ごとにマイナンバーカードの電子証明書を用いて本人確認を行うこと
- ② 投票の秘密保持と公正な選挙確保のため、公職選挙法にインターネット投票への干渉に関する罪を新設すること
- ③ セキュリティ対策、システムダウン対策として、トラブルがあった場合、再投票までの間任期を延長する特例規定を新設すること

→ つくば市提案の公職の選挙を対象とするインターネット投票については、これまで回答してきているとおり、技術的措置や罰則以前の問題として、現行の公職選挙制度上、外出困難な重度の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的な場合（投票機会の確保が著しく困難な場合）にしか認められていない投票管理者・立会人が不在の投票を、国内の選挙において特段の要件なしに認めるものである。これは選挙の公正確保等の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考えている。

仮に、インターネット投票で、トラブルや不正があった場合、選挙争訟によって自治体運営に著しい不都合が生じる可能性があり、一つの自治体の選挙であっても政治的にも大きな影響が及ぶものであるため、実際の選挙で行う場合には、一般的な制度として各党各会派における十分な議論を要するものと考えている。

なお、特区に限ってインターネット投票を認めることとすれば、投票管理者・立会人が不在の投票が認められるかどうかについて自治体間で差異が生じることとなるが、こうした差異を許容するかどうかについても、投票が選挙制度の基本的事項であることから、各党各会派において十分御議論をいただく必要があると考えている。

なお、御提案③の「トラブルがあった場合、再投票までの間任期を延長する」措置が、「インターネット投票のトラブルにより選挙争訟となり選挙無効となった場合には、再選挙により当選人が決まるまでの間現職の地位を維持する」という意味であれば、選挙は、選挙人の代表を決める民主主義の根幹をなすものであり、選挙が選挙争訟となり選挙無効となった場合において現職の地位が維持されるものでないことから、御提案③のような措置は困難であると考えている。